

# 山形県公報

平成26年2月28日(金) 第2524号

毎週火・金曜日発行

規則	
〇山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(空港港湾課)	164
告示	
○生活保護法による指定医療機関の指定(健康福祉企画課)・	同
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出( 同 )・	同
○土地改良区の役員の退任の届出(最上総合支庁農村計画課)・	165
○土地改良区の役員の就任の届出( 同 )・	166
○道路の区域の変更(村山総合支庁西村山建設総務課)・	167
○同	… 同
○県道の供用の開始 (同 同 )・	同
○道路の区域の変更(庄内総合支庁建設総務課)・	168
○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同
○都市計画事業の認可(都市計画課)・	… 同
○都市計画事業の変更の認可( 同 )・	169
○土砂災害警戒区域の指定(砂防・災害対策課)・	同
〇同	170
〇同	171
〇同	… 同
〇同	···172
〇同	… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定( 同 )・	173
	$\cdots 174$
〇同	175
〇同	… 同
	…176
○港湾計画の変更の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
人事委員会関係	
規  則	
〇山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則	178
企業局関係	
規 程	
○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程····································	同
下 誤	

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第3号

#### 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則(昭和51年5月県規則第36号)の一部を次のように改正する。 第12条の2第2号中「1円20銭」を「1円24銭」に改める。

#### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告示

# 山形県告示第159号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を 含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

	指定	医療	機関	の	名 1	际	指定医療機関の所在地	指定年月日
真		島		医		院	鶴岡市山王町3番29号	平成26. 1. 1
ホ	_	プ	薬	局	嶋	店	山形市嶋北三丁目1番4号	同 2.1
あ	じ	さ	V	1	薬	局	新庄市鉄砲町2番26号	同

#### 山形県告示第160号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年2月28日

	指 定 医 療 機 関 の 名 称				)名	称		指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年	三月日		
有	限	会	社	ア	カ	シ	ヤ	薬	局	酒田市中町三丁目7番34号	平成25.	. 9.30
真			島			医			院	鶴岡市山王町3番29号	同	12. 31
マ	ル	フ	ク	あ	じ	さ	٧١	薬	局	新庄市鉄砲町2番26号	平成26.	. 1.31

# 山形県告示第161号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届 出があった。

平成26年2月28日

理事及び監事の別		氏		名		住所
理事	小	嶋	敏		男	新庄市大字萩野1019番地
同	長	沼	佐		-	同 大字泉田字泉田289番地
同	髙	橋	俊		逸	同 十日町6692番地
同	徳	田	_		郎	同 750番地
同	早	坂	國		男	同 3137番地
同	三	原	常		男	同 五日町2648番地
同	武	田	良		三	同 1556番地
同	盛	畄	和		利	同 金沢3443番地
同	佐	藤	喜	代	志	同 大字飛田29番地
同	森		良		_	同 宮内町7番27号
同	柿	﨑	忠		_	同 大字鳥越955番地の4
同	沼	澤	秀		夫	同 674番地
同	大	場	光		_	同 大字松本161番地の2
同	髙	Щ	宗		悦	同 大字角沢707番地
同	斉	藤	純		_	同 大字本合海177番地
同	芳	賀	祐		悦	同 1169番地
同	佐	藤	利		美	同 大字升形817番地
同	Щ	尾	順		紀	同 五日町5914番地
同	加	藤	正		美	最上郡大蔵村大字合海833番地
監事	菅	根	隆		_	新庄市金沢3145番地の2号地
同	矢	П			博	同 大字升形935番地

_							
	i <del></del> i	=	百	₹⊓	水	<b>□</b>	上口町2005乗₩
	印		烬	<b>₹</b> □	5小	[F]	十日町3985番地

# 山形県告示第162号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の役員に次の者が就任した旨 の届出があった。

平成26年2月28日

理事及び監事の別		氏	2	名		住所
理事	小	嶋	忠		昭	新庄市大字萩野1084番の8
同	長	沼	佐		_	同 大字泉田字泉田289番地
同	髙	橋	俊		逸	同 十日町6692番地
同	小	倉			豊	同 971番地
同	早	坂	或		男	同 3137番地
同	三	原	常		男	同 五日町2648番地
同	武	田	良		Ξ	同 1556番地
同	盛	岡	和		利	同 金沢3443番地
同	佐	藤	喜	代	志	同 大字飛田29番地
同	森		良		_	同 宮内町7番27号
同	松	田	正		弘	同 大字鳥越1285番地
同	大	場	光		_	同 大字松本161番地の2
同	長	澤	貢	治	郎	同 大字福田94番地
同	髙	Щ	宗		悦	同 大字角沢707番地
同	斉	藤	純		_	同 大字本合海177番地
同	芳	賀	祐		悦	同 1169番地
同	佐	藤	利		美	同 大字升形817番地
同	Щ	尾	順		紀	同 五日町5914番地
同	加	藤	正		美	最上郡大蔵村大字合海833番地

監事	:   1	菅	拫	隆	-	新庄市金沢3145番地の2号地
同	5	矢 ।	口		博	同 大字升形935番地
同	1	<del>\$</del>	Щ	辰	雄	同 十日町4315番の2号地

#### 山形県告示第163号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月28日から同年3月13日まで縦覧 に供する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西村山郡朝日町大字大谷字浦小路162 同	3番から 上まで	旧	5.6 メートル く 5.2	3	メートル
同	上	新	5.7 メートル く 5.2	同	上

# 山形県告示第164号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月28日から同年3月13日まで縦覧 に供する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 小山海味線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西村山郡西川町大字入間字堰ノ上178 同	2番3から 上まで	旧	48. 4 メートル く 4. 9	334	メートル
同	上	新	50.9 メートル く 6.8	同	上

#### 山形県告示第165号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年2月28日から同年3月13日まで縦覧 に供する。

平成26年2月28日

- 1 路 線 名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大谷字浦小路1623番から

同

上まで

3 供用開始の期日 平成26年2月28日

# 山形県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年2月28日から同年3月13日まで縦覧に供す

る。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
鶴岡市羽黒町手向字執行坂13番94から 同 字中台2番72まで		旧	45. 2 メートル く 14. 0	490	メートル
同	上	新	127.4 メートル (18.0)	同	上

#### 山形県告示第167号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公共測量を実施した地域 西置賜郡白鷹町大字十王地域
- 2 公共測量を実施した期間

平成25年10月29日から平成26年1月31日まで

3 作業の種類

公共測量(3·4級基準点測量、3級水準測量)

# 山形県告示第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 施行者の名称

山形市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・3・2号旅篭町千歳橋線、3・4・28号四日町日月山線及び7・6・1号薬師町宮町線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 山形市六日町及び薬師町一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間

平成26年2月28日から平成33年3月31日まで

# 山形県告示第169号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 施行者の名称

山形市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・24号諏訪町七日町線
- 3 変更の内容

事業施行期間の延長

4 事業施行期間

平成14年1月11日から平成28年3月31日まで

#### 山形県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
南沢	別紙図面のとおり	土石流
駒場沢1	別紙図面のとおり	土石流
熊の沢	別紙図面のとおり	土石流
南沢山神沢	別紙図面のとおり	土石流
駒場沢2	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢	別紙図面のとおり	土石流
マン沢	別紙図面のとおり	土石流
大沢	別紙図面のとおり	土石流
水上沢	別紙図面のとおり	土石流
鳥越	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

前波 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升形	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
市野々-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
市野々-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

# 山形県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
外沢 1	別紙図面のとおり	土石流
不動沢	別紙図面のとおり	土石流
ジコク沢	別紙図面のとおり	土石流
桐沢	別紙図面のとおり	土石流
久蔵裏の沢-1	別紙図面のとおり	土石流
久蔵裏の沢ー2	別紙図面のとおり	土石流
上河原	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
飛ノ森	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
漆野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
漆野 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大脇沢	別紙図面のとおり	土石流
関沢	別紙図面のとおり	土石流
水上沢	別紙図面のとおり	土石流
坂本沢	別紙図面のとおり	土石流
瀬見-1	別紙図面のとおり	地すべり
瀬見-2	別紙図面のとおり	地すべり
瀬見-3	別紙図面のとおり	地すべり
湯向-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯向-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見発電所	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役 場において縦覧に供する。

# 山形県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
田代沢	別紙図面のとおり	土石流
ウラノ沢	別紙図面のとおり	土石流
古屋敷-1	別紙図面のとおり	地すべり

古屋敷-2	別紙図面のとおり	地すべり
最上田代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鏡沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢 2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
虻川原 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
虻川原 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鏡沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
藤田沢一1	別紙図面のとおり	地すべり
桂欠-1	別紙図面のとおり	地すべり
桂欠一2	別紙図面のとおり	地すべり
桂欠一3	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
上絵馬河-1	別紙図面のとおり	地すべり

上絵馬河-2	別紙図面のとおり	地すべり
上絵馬河-3	別紙図面のとおり	地すべり
下牛潜一1	別紙図面のとおり	地すべり
下牛潜一2	別紙図面のとおり	地すべり
下牛潜一3	別紙図面のとおり	地すべり
上牛潜一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜一3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下牛潜一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下牛潜一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役 場において縦覧に供する。

# 山形県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
熊の沢	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢	別紙図面のとおり	土石流
大沢	別紙図面のとおり	土石流
水上沢	別紙図面のとおり	土石流
鳥越	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

前波 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
前波 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升形	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
市野々一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
市野々一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

# 山形県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
外沢 1	別紙図面のとおり	土石流
不動沢	別紙図面のとおり	土石流
久蔵裏の沢-2	別紙図面のとおり	土石流
上河原	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
飛ノ森	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上外沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
漆野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
漆野 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大脇沢	別紙図面のとおり	土石流
関沢	別紙図面のとおり	土石流
湯向-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯向-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見発電所	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬見 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役 場において縦覧に供する。

# 山形県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
ウラノ沢	別紙図面のとおり	土石流
最上田代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鏡沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢 2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
虻川原 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
虻川原 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

鏡沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
------	----------	---------

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
上牛潜一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜一3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下牛潜一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下牛潜一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上牛潜 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第181号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3の規定に基づく加茂港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。 平成26年2月28日

加茂港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 変更の概要

平成9年12月県告示第1234号によりその概要を公示した加茂港港湾計画について、平成40年代前半における取扱貨物量を2千トンと想定して次のとおり変更した。

(1) 公共埠頭計画

岸壁

地区名	水 深 (メートル)	バース数	変更の内容
加茂地区	4. 5	2バース	既定計画の変更計画

(2) 水域施設計画 泊地

地 区 名	水 深 (メートル)	変更の内容
加茂地区	4. 5	既定計画の変更計画

(3) 外郭施設計画 防波堤

地区名	名称	延 長 (メートル)	変更の内容
加茂地区	防波堤(南)(第3)	300	既定計画

(4) マリーナ計画

地区名	港湾施設內容	変更の内容
加茂地区	泊地、防波堤(波除)、船揚場、 レクリエーション施設用地	削除

(5) 港湾環境整備施設計画 緑地

地区名	面積(ヘクタール)	変更の内容
加茂地区	1	既設の変更計画

(6) 土地利用計画 緑地

地区名	面 積 (ヘクタール)	用途
金沢地区	1	埠頭用地
	1	交通機能用地
加茂地区	1	埠頭用地
	2	港湾関連用地
	1	交流厚生用地
	1	交通機能用地
	1	緑地
今泉地区	1	埠頭用地
	1	交通機能用地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課

彦

# 人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 2 月28日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊

別表第4第1項に次の1号を加える。

(15) 社会福祉士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 企業局関係

規 程

# 山形県企業管理規程第1号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月28日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 別表第3その他の項第10号中「1年6月」を「3年」に改める。

# 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

正 誤

 発行年月日
 県公報

 番 号
 で

 で
 計

 正

平成25.10.18 第2488号 1124 下から22 水神沢 水上沢

 $_{7990-0071}$  山形市流通センター一丁目5-3 印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社 印刷者 坂 部 野

178

平成26年2月28日印刷 平成26年2月28日発行 

 発行所
 山
 形
 県
 庁

 発行人
 山
 形
 県

数 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056

